

【B001 15 慢性維持透析患者外来医学管理料 抜粋】 2250点

- 1) 透析導入後3ヶ月以上が経過し、(入院中の患者以外の)安定した状態にある慢性維持透析患者について、特定の検査結果に基づいて計画的な治療を行った場合に、月1回を限度に算定します。
- 2) 本管理料に含まれる検査の点数を別に算定することはできません。
- 3) この「検査案内書」において「管理料」の包括対象となる項目については、おのこの備考欄に「透」の記号を付してあります。
- 4) 本管理料は検査の実施される種類および回数に関わらず、所定点数のみを算定します。
また、これらの検査料および尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(I)判断料、生化学的検査(II)判断料、免疫学的検査判断料は本管理料に含まれ、別に算定することはできません。

【B001-4 手術前医学管理料 抜粋】 1192点

- 1) 手術前に行われる検査結果に基づいて計画的な医学管理を行う保険医療機関において、手術の実施に際して硬膜外麻酔、脊椎麻酔または、マスクまたは気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った場合に、当該手術に係る手術料を算定した日に算定します。
- 2) 同一の患者について1月以内に手術前医学管理料を算定すべき医学管理を2回以上行った場合は、第1回目の手術前医学管理に係る手術料を算定した日1回に限り算定します。
- 3) 当該手術を行う前1週間以内に行った検査および画像診断は、所定点数に含まれます。
但し、当該期間において同一の検査または画像診断を2回以上行った場合の第2回目以降のものについては、手術前医学料を算定せず、それぞれの検査項目の所定点数を算定することができます。
- 4) この「検査案内書」において「管理料」の包括対象となる項目については、各々の備考欄に「手」の記号を付してあります。
- 5) 血液学的検査判断料、生化学的検査(I)判断料または免疫学的検査判断料、特定入院料または基本的検体検査判断料を算定している患者については、算定することはできません。
- 6) 本管理料に包括されている肝炎ウイルス関連検査を行った場合には当該検査の結果が陰性であった場合も含め、当該検査の結果について患者に適切な説明を行い、文書により提供することが必要です。